本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四一号）（防衛省）

1　育児休業により養育しようとする子について、配偶者が常態として子を養育することができる防衛省の職員についても育児休業ができること等とした。（第一条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第二条、第四条及び附則第二項関係）

3　この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年六月三〇日）から施行することとした。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行することとした。

政　令

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月二十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百四十一号

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項本文及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第三項」を削り、「第十二条第一項ただし書及び第五号並びに」を「第十二条第一項及び」に改める。

第二条中「次に掲げる」を「自衛隊法第三十六条第五項の規定により任用期間を延長されて勤務している」に改め、同条各号を削る。

第四条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十三号）の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。ただし、第一条の改正規定（「及び第三項」を削る部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（防衛省組織令等の一部を改正する政令の一部改正）

2　防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち防衛省の職員の育児休業等に関する政令第二条第一号の改正規定中「第二条第一号」を「第二条」に改める。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○厚生労働省令第七十二号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五条第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（区域を越えて設立することができる場合）

第一条の二　法第五条第二項本文に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該消費生活協同組合が、次の第一号及び第二号に掲げる事業を併せ行う場合とする。ただし、当該消費生活協同組合がこれらの事業と法第十条第二項に規定する共済事業（以下「共済事業」という。）とを併せ行う場合は、この限りでない。

一　第五十一条第八項第一号に掲げる者の経済生活の再生を図る事業（次のイ及びロに掲げる方法により行うものに限り、隣接都府県等（当該消費生活協同組合の主たる事務所の所在地の都府県に隣接する都府県又は当該隣接する都府県の区域内の市町村をいう。次号において同じ。）において行うものにあつては、当該隣接都府県等の協力を得るとともに、同項第一号に掲げる者の債務の整理が確実に行われるための態勢を整備した上で行うものに限る。）

イ　第五十一条第一項第三十号に掲げる措置を講ずること。

ロ　第五十一条第七項第五号に掲げる契約を締結すること。

二　第五十一条第八項第二号に掲げる者の経済生活の再生を図る事業（次のイ及びロに掲げる方法により行うものに限り、隣接都府県等において行うものにあつては、当該隣接都府県等の協力を得て行うものに限る。）

イ　第五十一条第一項第三十号に掲げる措置を講ずること。

ロ　第五十一条第七項第七号に掲げる契約を締結すること。

第二条中「法第十条第二項に規定する共済事業（以下「共済事業」という。）」を「共済事業」に改める。

第六十六条中「企業会計の基準その他の」を削る。

附　則

この省令は、平成二十二年五月二十一日から施行する。

○防衛省令第八号

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項ただし書の規定に基づき、防衛省の職員の育児休業等に関する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十一日

防衛大臣　北澤　俊美

防衛省の職員の育児休業等に関する省令

第一条　国家公務員の育児休業等に関する法律（以下この条及び次条において「法」という。）第二十七条第一項において準用する法第三条第一項ただし書の防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇は、自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第四十九条第一項第七号に掲げる場合における休暇とする。

第二条　法第二十七条第一項において準用する法第三条第一項ただし書の防衛省令で定める期間を考慮して防衛省令で定める期間は、五十七日間とする。

附　則

この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十七号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十二年総務省告示第百九十五号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十一日

総務大臣　原口　一博